

軽油引取税

この税金は、バス、トラックなどの燃料である軽油の現実の納入を伴う引取りに対してかかるものです。

納める人

特約業者、元売業者から軽油を現実に取り取った人

(この税金は、特約業者や元売業者が、軽油を現実に取り取った人から代金と一緒に受け取り、県に納めます。)

- 元売業者……………軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が指定したもの
- 特約業者……………元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定したもの

納める額

1キロリットルにつき……………32,100円 (1リットルにつき32円10銭)

※指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月に渡り1リットルにつき160円を越えることになった場合には、税率の特例の適用が停止され、1キロリットルにつき15,000円となります。(平成23年7月13日から停止中)

申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の納入地の所在する県に毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

免 税

農業、林業、鉱物の掘採事業など法律で定められた特定の用途に使用される軽油は、課税が免除されます。

課税免除となる用途に軽油を使用しようとする人は、あらかじめ総合県税事務所が必要な手続きを行ってください。

混和軽油などにも軽油引取税がかかります

- 軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売したり、A重油や灯油などの炭化水素油を自動車の燃料として販売や消費をする時も、販売した人や消費した人に対して軽油引取税がかかります。
- このような場合には、事前に総合県税事務所において承認を受けるとともに、申告書を提出して納税することになっています。
- 承認を受けずにこれらの行為を行うと、罰則の適用がありますのでご注意ください。

不正軽油110番

◆不正軽油撲滅のために

不正軽油とは、軽油に課される税金を逃れることを目的として、軽油に灯油などを混ぜて軽油と称して販売・使用する軽油のことです。

■不正軽油は脱税行為です！

軽油には、1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が課税されていますが、不正軽油の原材料となる灯油やA重油などには課税されていないため、軽油に他の油などを混ぜることは、脱税行為となります。

■不正軽油は大気汚染の一因です！

不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPM（粒子状物質）やNOx（窒素化合物）を増加させ、大気汚染の原因となります。

■不正軽油は不法投棄の一因です！

不正軽油の製造過程で排出される硫酸ピッチなどの産業廃棄物は、ほとんどが不法投棄されており、全国的に問題になっています。

■不正軽油はエンジン損傷の一因です！

不正軽油を使用するとエンジン本来の性能が発揮できなくなるほか、不具合や損傷の原因となることがあります。

■不正軽油は市場競争を阻害します！

不当に廉価な不正軽油が流通することにより、公正な市場競争が阻害されます。



山梨県では、悪質な脱税行為であるのみならず、環境にも重大な影響を与える不正軽油を撲滅するため、不正軽油110番を設置しております。不正軽油に関する情報がありましたら、次までお寄せください。

☎055-261-9123 (山梨県総合県税事務所軽油引取税課内)

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。